

5 民 生

◎ 戸 籍 ・ 住 民

- 1 人 口 登 録 数
- 2 各 種 証 明 取 扱 件 数
- 3 各 種 事 務 受 理 件 数

◎ 保 險 ・ 年 金

- 1 国 民 健 康 保 險
- 2 後 期 高 齡 者 医 療 制 度
- 3 介 護 保 險
- 4 国 民 年 金

◎ 人 権 尊 重

- 1 人 権 施 策
- 2 人 権 教 育 ・ 啓 発
- 3 人 権 相 談
- 4 犯 罪 被 害 者 等 の 支 援

民 生

◎ 戸籍・住民

住民基本台帳事務については、昭和56年にバッチシステムによる電算処理を導入、次いで昭和62年にオンラインシステムによる即時処理を開始した。平成14年2月には機器の更新を行い新システムへ移行した。また同年8月からは、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、平成15年8月には住民基本台帳カードの発行等の第2次サービスが開始された。平成24年7月には外国人住民が新たに住民基本台帳制度の対象となった。

戸籍事務については、平成14年9月に戸籍情報を電算処理する戸籍総合情報システムが稼働した。

また、平成18年3月には、旧6町の除籍及び改製原戸籍（電算による平成改製原戸籍を除く）を導入しこれにより、戸籍等の検索時間が短縮されるとともに、本籍が呉市のどこであっても、市民窓口課及び全ての市民センター窓口で証明書の交付が可能になる等、利便性の向上が図られた。

なお、下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町との合併に際しては、両事務とも呉市の電算システムに統合を行った。

1 人口登録数

（単位：人，世帯）

区 分			H30			R元		
			本 庁	市民センター	計	本 庁	市民センター	計
人 口	日 本 人	男	24,149	82,222	106,371	23,862	80,792	104,654
		女	25,224	88,674	113,898	24,947	87,171	112,118
		計	49,373	170,896	220,269	48,809	167,963	216,772
	外 国 人	男	288	1,611	1,899	302	1,677	1,979
		女	305	1,212	1,517	297	1,294	1,591
		計	593	2,823	3,416	599	2,971	3,570
世 帯 数	日本人		26,690	80,786	107,476	26,553	80,137	106,690
	外国人		350	1,937	2,287	360	2,036	2,396
	混 合		130	311	441	125	331	456
	合 計		27,170	83,034	110,204	27,038	82,504	109,542

2 各種証明取扱件数

（単位：件）

区 分	本 庁			市民センター 他			計			
	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有料	無料	計	
H30年度	戸籍関係	51,346	39,879	91,225	31,312	849	32,161	82,658	40,728	123,386
	住民票関係	46,553	26,093	72,646	63,429	3,748	67,177	109,982	29,841	139,823
	印鑑証明	17,455	256	17,711	40,197	1,298	41,495	57,652	1,554	59,206
	身分証明	1,425	0	1,425	861	0	861	2,286	0	2,286
	その他	1,293	229	1,522	1,450	11	1,461	2,743	240	2,983
	計	118,072	66,457	184,529	137,249	5,906	143,155	255,321	72,363	327,684
R元年度	戸籍関係	52,915	36,241	89,156	31,729	1,122	32,851	84,644	37,363	122,007
	住民票関係	48,151	21,429	69,580	59,862	1,298	61,160	108,013	22,727	130,740
	印鑑証明	17,196	61	17,257	38,954	418	39,372	56,150	479	56,629
	身分証明	1,536	2	1,538	880	0	880	2,416	2	2,418
	その他	1,313	221	1,534	1,381	7	1,388	2,694	228	2,922
	計	121,111	57,954	179,065	132,806	2,845	135,651	253,917	60,799	314,716

※その他は火葬許可証交付証明，臨時運行許可，各種行政証明。

3 各種事務受理件数

(単位:件)

区分		年度	25	26	27	28	29	30	R元
戸 籍	出生		2,837	2,722	2,651	2,467	2,424	2,183	2,107
	死亡		4,375	4,454	4,648	4,454	4,479	4,524	4,525
	婚姻		3,184	2,963	2,940	2,922	2,793	2,614	2,902
	離婚		761	699	764	659	649	603	575
	転籍		1,064	1,014	1,093	1,035	1,024	944	1,025
	認知		48	53	56	50	33	39	40
	養子縁組		262	300	267	226	221	183	227
	養子離縁		93	85	69	72	74	63	34
	入籍		591	574	604	488	498	462	463
	分籍		49	46	65	48	35	53	51
	その他		873	889	916	776	728	731	716
	計		14,137	13,799	14,073	13,197	12,958	12,399	12,665

◎ 保険・年金

1 国民健康保険

国民健康保険事業は、国民皆保険の中心的制度として、広く市民の健康保持に貢献している。

今後、少子高齢化が加速する中、県と市町が共同で制度を運営することにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、医療制度の安定化を目指す。

(1) 沿革

昭32.11.1	国民健康保険事業開始 初診を給付
38.10.1	世帯主（準世帯主を含む）7割給付
42.1.1	全員7割給付
48.1.1	老人医療費支給制度を実施
4.1	韓国・朝鮮の国籍を有する者を被保険者とする
49.7.1	高額療養費制度を実施
58.2.1	老人保健制度を実施
59.4.1	全外国人を被保険者とする
10.1	退職者医療制度を実施
平20.4.1	老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行
30.4.1	県単位化を開始

(2) 加入世帯数及び被保険者数

(年間平均)

年度	世帯数			人口		
	全市 (世帯)	国保加入世帯数 (世帯)	加入率 (%)	全市 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
H27	111,489	33,222	29.8	233,723	51,276	21.9
H28	111,644	32,090	28.7	231,595	48,792	21.1
H29	111,184	30,866	27.8	228,718	46,211	20.2
H30	110,578	29,900	27.0	225,712	44,250	19.6
R元	110,073	28,849	26.2	222,467	42,174	19.0

(3) 保険料及び保険税賦課状況

1) 医療保険分

① 賦課状況

応能割	52% (~H29)	応益割	48% (~H29)
	50% (H30)		50% (H30)
	49% (R元)		51% (R元)

② 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
H27	7.7	20,880	21,000
H28	8.2	22,200	21,600
H29	8.2	22,200	21,600
H30	7.60	22,200	21,600
R元	7.60	23,400	21,600

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
H27	3,070,242,038	2,886,983,646	94.03	59,877	92,416
H28	3,093,047,878	2,930,914,046	94.76	63,393	96,387
H29	2,929,710,480	2,794,599,679	95.39	63,399	94,917
H30	2,674,814,800	2,564,946,202	95.89	60,448	89,459
R元	2,597,466,320	2,493,012,670	95.98	61,589	90,037

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
H27	360,445,411	137,782,288	38.23	520,000	9,410
H28	323,734,368	140,127,311	43.28	540,000	9,900
H29	283,095,376	128,104,760	45.25	540,000	9,900
H30	235,607,901	97,377,456	41.33	580,000	9,900
R元	194,398,398	91,746,654	47.20	610,000	10,260

2) 後期支援分

① 賦課状況

応能割	52%(～H29)	応益割	48%(～H29)
	50% (H30)		50% (H30)
	49% (R元)		51% (R元)

② 料 率

年度	所 得 割 (%)	均 等 割 (円)	平 等 割 (円)
H27	4.0	9,840	9,840
H28	3.5	9,120	8,880
H29	3.5	9,120	8,880
H30	3.25	9,120	8,880
R元	3.10	9,120	8,640

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
H27	1,464,835,332	1,375,458,743	93.90	28,568	44,092
H28	1,280,508,449	1,212,358,959	94.68	26,244	39,904
H29	1,211,346,450	1,155,119,465	95.36	26,213	39,245
H30	1,102,516,370	1,056,628,684	95.84	24,916	36,873
R元	1,024,595,290	982,881,873	95.93	24,294	35,516

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
H27	154,828,673	61,824,238	39.93	170,000	4,420
H28	148,453,523	66,036,749	44.48	190,000	4,060
H29	122,150,501	56,263,904	46.06	190,000	4,060
H30	97,274,390	40,841,453	41.99	190,000	4,060
R元	79,748,103	38,439,540	48.20	190,000	4,030

3) 介護保険分

① 賦課状況

応能割	52% (～H29)	応益割	48% (～H29)
	50% (H30)		50% (H30)
	49% (R元)		51% (R元)

② 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
H27	3.0	8,280	5,880
H28	3.0	8,520	6,000
H29	3.0	8,520	6,000
H30	2.80	8,520	6,000
R元	2.70	8,880	6,000

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現年分			1人当たり 保険料
	調定額	収納額	収納率	
H27	365,862,280	330,927,773	90.45	24,388
H28	341,783,833	313,247,689	91.65	24,624
H29	314,428,130	291,880,773	92.83	24,513
H30	286,840,980	268,584,097	93.64	23,515
R元	272,643,750	255,826,316	93.83	23,433

(単位：円，%)

年度	滞納繰越分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調定額	収納額	収納率		
H27	63,114,216	24,763,486	39.24	160,000	4,240
H28	59,939,772	26,154,505	43.63	160,000	4,350
H29	50,782,902	23,366,181	46.01	160,000	4,350
H30	39,802,367	16,436,998	41.30	160,000	4,350
R元	32,187,642	15,920,708	49.46	160,000	4,460

(4) 給付状況

① 療養の給付

(単位：円)

年度	療養給付費		療養費		療養諸費	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
H27	982,500	17,261,215,897	21,627	133,552,225	1,004,127	17,394,768,122
H28	936,563	16,052,501,954	19,749	120,913,696	956,312	16,173,415,650
H29	895,671	15,485,613,015	17,896	106,477,696	913,567	15,592,090,711
H30	720,722	12,323,092,194	13,532	79,968,516	734,254	12,403,060,710
R元	833,030	14,588,337,139	15,042	89,715,516	848,072	14,678,052,655

② 診療費諸率

年度	1人当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 対前年比(%)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり受診回数 (回)
H27	351,033	101.44	27,999	12.54
H28	350,941	99.97	27,996	12.54
H29	360,307	102.67	28,464	12.66
H30	299,160	83.03	28,211	10.60
R元	372,693	124.58	28,956	12.87

③ その他の給付

(単位：円)

年度	出産育児一時金			葬祭費			合計	
	単価	件数	給付額	単価	件数	給付額	件数	給付額
H27	390,000	3	1,170,000	30,000	349	10,470,000	475	63,204,000
	404,000	6	2,424,000					
	420,000	117	49,140,000					
H28	404,000	5	2,020,000	30,000	347	10,410,000	449	53,170,000
	420,000	97	40,740,000					
H29	404,000	9	3,636,000	30,000	336	10,080,000	411	41,436,000
	420,000	66	27,720,000					
H30	404,000	5	2,020,000	30,000	313	9,390,000	396	44,170,000
	420,000	78	32,760,000					
R元	404,000	8	3,232,000	30,000	308	9,240,000	387	42,292,000
	420,000	71	29,820,000					

④ 高額療養費

(単位：円)

年度	現金支給分		現物支給分	
	件数	支払額	件数	支払額
H27	13,131	147,019,344	25,185	2,080,312,693
H28	14,923	163,133,886	23,745	2,012,039,312
H29	17,365	170,224,544	22,749	1,929,608,419
H30	16,090	153,434,418	17,158	1,516,726,355
R元	20,838	195,183,233	19,780	1,833,251,919

(5) 主な給付内容

	こ ん な 時	届出に必要なもの	そ の 給 付
療養の給付	病気やケガをして、治療を受けた時	届出は必要ありません。保険証（70歳以上の人は、保険証兼高齢受給者証）を保険医療機関へ提出してください（ただし、交通事故等第三者行為の場合は、必ず国保に届け出が必要です。）。	一部負担金の割合 義務教育就学前児童 …………… 2割 義務教育就学後から70歳未満 …………… 3割 70歳以上75歳未満 一定以上所得者…………… 3割 その他の者 …………… 2割
療養費	やむを得ない事情（旅行中等）で保険証を使って診療が受けられなかった時	保険証、印鑑、医療費を支払った領収書、診療報酬明細書（レセプト）の写し、世帯主名義の通帳	かかった費用について国保が審査し、決定した額の7割（～9割）を払い戻します。
	コルセット等の装具を作った時	保険証、印鑑、領収書、医師の診断書、装具装着証明書、世帯主名義の通帳	
	柔道整復師の施術を受けた時	施術師に委任してください。	
	マッサージ、はりきゅうの施術を受けた時	施術師に委任してください。必ず医師の同意書が必要です。	
高額療養費	1か月あたりの世帯における治療費の支払額が、自己負担限度額を超えた時 70歳未満…支払額が同一医療機関で1人21,000円を超えたとき、それを合計 70歳以上…すべての医療機関の支払額を合計	保険証、印鑑、高額療養費支給対象の医療機関受診状況（異なる場合は領収書）、世帯主名義の通帳	1か月あたりの治療費の支払額のうち、自己負担限度額を超えた額を支給します。 自己負担限度額は、 70歳未満…非課税世帯、一般Ⅰ・Ⅱ、上位所得者Ⅰ・Ⅱ 70歳以上…非課税世帯Ⅰ・Ⅱ、一般、現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ の各区分によって異なります。 ※ただし、70歳以上の一般（外来）については、年間の自己負担限度額もあります。
出産育児一時金	被保険者が出産した時（妊娠85日以降の死産、流産も含まれます。）	保険証、印鑑、世帯主名義の通帳、母子手帳または出生証明書等出生の事実が確認できるもの 産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の印が押してある出産費用の領収書等、医療機関等との直接支払制度合意文書の写し ※ 直接支払制度を利用して、出産育児一時金の上限を超える場合は、届出の必要はありません。	支給額 40.4万円 ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠22週に達した日以後の出産（死産を含む。）をした場合は、1.6万円が加算され、42万円を支給
葬祭費	被保険者が死亡した時	保険証、印鑑、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者がわかるもの（火葬許可証等）	葬祭執行者に3万円を支給します。

(6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(単位：％，人)

年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	実施率	実施者数	健診対象者数	実施率	実施者数	保健指導対象者数
H27	25.3	9,716	38,353	22.8	269	1,180
H28	24.7	9,018	36,511	24.5	267	1,092
H29	28.1	9,827	35,029	24.4	291	1,192
H30	29.6	9,923	33,484	27.7	320	1,157
R 元	27.7	9,067	32,674	21.3	224	1,051

※ 令和元年度は速報値

2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴い、老人医療が増大する中、現役世代と高齢者世代の費用負担を明確化し、世代間を通じて公平な制度として、平成18年度に創設され、平成20年4月に運用が始まった。

(1) 沿革

- 昭48. 1. 1 老人医療費支給制度を実施
- 58. 2. 1 老人保健制度を実施
- 平20. 4. 1 後期高齢者医療制度を実施

(2) 加入被保険者数 (年度末)

年度	被保険者数 (人)
H27	39,948
H28	40,986
H29	41,746
H30	42,467
R元	42,907

(3) 保険料

① 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (円)
H27	8.43	44,032	570,000
H28	8.97	44,795	570,000
H29	8.97	44,795	570,000
H30	8.76	45,500	620,000
R元	8.76	45,500	620,000

② 収納状況

(単位：円，%)

年度	現 年 分		
	調定額	収納額	収納率
H27	2,479,291,609	2,466,497,108	99.48
H28	2,679,804,801	2,664,040,176	99.41
H29	2,760,803,124	2,748,795,744	99.57
H30	2,799,614,877	2,787,640,435	99.57
R元	2,915,891,602	2,904,817,033	99.62

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分		
	調定額	収納額	収納率
H27	24,063,799	10,485,487	43.57
H28	22,542,925	9,964,704	44.20
H29	25,595,087	13,064,874	51.04
H30	20,263,950	8,358,359	41.25
R元	20,012,763	8,285,124	41.40

3 介護保険

社会の急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者が増加してきており、今後も急速に増大することが見込まれている。また、介護の重度化や期間の長期化が進んできており、一方では、介護を行う家族の高齢化、核家族化による高齢者の同居率の低下などの要因により、家族による介護では十分な対応が困難となってきた。

こうした中、今日、介護問題が社会全体にとって、また国民一人ひとりにとって老後生活の最大の不安要因となり、介護を必要とする状態になっても、自立生活を送ることができるよう、量的にも質的にも十分な介護サービスの基盤整備を進め、介護を社会で支える仕組みの確立が求められ、平成12年4月1日より介護保険法が施行された。

(1) 沿革

平 11. 9. 1	準備要介護認定申請受付開始
平 12. 4. 1	介護保険事業開始（呉市介護保険事業計画実施） 第2号被保険者保険料徴収開始
平 12. 10. 1	第1号被保険者保険料徴収開始
平 15. 4. 1	第2期介護保険事業計画実施
平 18. 4. 1	第3期介護保険事業計画実施
平 21. 4. 1	第4期介護保険事業計画実施
平 24. 4. 1	第5期介護保険事業計画実施
平 27. 4. 1	第6期介護保険事業計画実施
平 30. 4. 1	第7期介護保険事業計画実施

(2) 要介護認定

① 介護認定審査会

名 称 呉市介護認定審査会

委員数 96人

(委員構成) 保健 13人

医療 58人 (歯科医 14名・薬剤師 10名を含む。)

福祉 25人

合議体数 12 (一合議体の定数は5人)

② 要介護(要支援)認定者数

(令和2年3月31日)

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	1	2						
第1号被保険者	2,732	2,335	2,709	1,747	1,548	1,414	1,231	13,716
65歳以上75歳未満	242	250	230	194	144	132	103	1,295
75歳以上	2,490	2,085	2,479	1,553	1,404	1,282	1,128	12,421
第2号被保険者	25	35	40	33	28	19	20	200
総 数	2,757	2,370	2,749	1,780	1,576	1,433	1,251	13,916

(3) 保険料（65歳以上の方：第1号被保険者）

令和2年度 介護保険料（年額）……………基準額：66,000円（月額5,500円）

所得段階	対象者	基準額	割合	保険料額
第1段階	生活保護受給者，市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入金額 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} の合計が80万円以下の方	66,000円	×0.24	15,840円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方		×0.42	27,720円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		×0.65	42,900円
第4段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下）の方		×0.75	49,500円
第5段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超）の方		×1.00	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方		×1.10	72,600円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		×1.25	82,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		×1.50	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		×1.60	105,600円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		×1.70	112,200円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		×1.85	122,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		×2.00	132,000円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の方		×2.15	141,900円

※1 課税年金収入金額…公的年金等(遺族・障害年金等の非課税年金を除く)の金額

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。平成30年4月1日以降は、更に長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金に係る雑所得(第1～5段階のみ)を控除した額を適用。

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、これを財源とする公費によって、市民税非課税世帯(第1～第3段階)の人の介護保険料が軽減されます。

(4) 給付状況

① 施設・居宅サービス給付

(単位：人，円)

年 度	施設サービス給付		居宅サービス等給付	
	受給者数	給付額	受給者数	給付額
26	29,968	7,789,615,778	110,717	10,831,845,562
27	29,932	7,696,688,765	112,607	10,902,495,477
28	30,416	7,706,990,074	117,015	10,984,948,646
29	30,519	7,775,896,650	113,176	10,977,302,720
30	30,398	7,874,906,641	104,759	10,586,037,514
R 元	30,397	7,979,320,526	106,489	10,801,517,620

※ 受給者数は、各月の受給者数の合計

② その他給付

(単位：円)

年 度	住宅改修・福祉用具購入費	高額介護サービス費
26	182,329,439	361,548,913
27	171,268,614	389,124,930
28	156,448,380	424,033,825
29	154,551,015	419,226,230
30	151,444,130	423,026,024
R 元	154,991,625	450,444,748
年 度	特定入所者介護サービス等費	高額医療合算介護サービス費
26	849,795,846	44,546,463
27	863,175,870	47,878,644
28	813,009,310	52,719,724
29	744,938,856	54,760,310
30	734,989,740	52,245,170
R 元	735,630,563	53,949,291

(5) 指定事業者の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	サービスの種類	指定事業者数
居宅サービス等	居宅介護支援	74
	介護予防支援（地域包括支援センター）	8
	訪問介護	62
	訪問入浴介護	6
	訪問看護	20
	訪問リハビリテーション	1
	通所介護（デイサービス）	39
	通所リハビリテーション（デイケア）	1
	短期入所生活介護（ショートステイ）	43
	特定施設入居者生活介護	8
	福祉用具貸与	12
特定福祉用具販売	13	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
	地域密着型通所介護	12
	認知症対応型通所介護（デイサービス）	5
	小規模多機能型居宅介護	8
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	28
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）	4
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15
	介護老人保健施設	17
	介護療養型医療施設（療養病床等）	2
	介護医療院	4

※ 表中の指定事業者数は、呉市が指定した本市に所在するものを集計したものである。（休止中も含む。）

※ 訪問リハビリテーション及び訪問看護及びデイケアについては、申請による指定事業所のみ

4 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害または死亡のため、所得が喪失、減少することにより生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

長期的に安定した年金制度を維持していくために制度改正され、給付と負担の見直しや収納対策の徹底が図られてきている。平成22年1月からは社会保険庁から日本年金機構に業務が引き継がれている。

今後、引き続き年金事務所等と協力連携し、事業の円滑な運営に努めていく。

(1) 沿革

- 昭36. 4. 1 拠出制年金開始
- 46. 8 拠出制年金給付開始
- 61. 4. 1 「国民年金法」改正
- 平24. 8. 22 「国民年金法」改正

(2) 加入等の状況（令和元年度末現在）

適用被保険者数				保険料免除等被保険者数						
総数	1号	任意	3号	総数	法定免除	申請免除 全額	申請免除 一部	若年者 納付猶予	学生納付 特例	免除率
33,756 人	19,491 人	378 人	13,887 人	8,952 人	2,450 人	2,661 人	514 人	728 人	2,599 人	45.9 %

（注）免除率は、1号被保険者数に対する免除被保険者数の割合

◎ 人権尊重

1 人権施策

世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっている。また、我が国の憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

従つて、人類普遍の原理である基本的人権がすべての人に保障される社会の実現こそ、市民相互の心のふれあいや「人にやさしいまちづくり」の礎である。

呉市では、呉市議会で決議された「人権尊重都市宣言」の趣旨を尊重し、人権教育・啓発及び総合的な人権擁護施策を推進するなど、「人権尊重のまちづくり」に向けて積極的な取組を行っている。

○隣保館

(目的) 隣保館は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づいて設置された社会福祉施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行うことを目的としている。

名称	所在地	敷地面積	建物面積	開設年度	延利用者数	
					平成30年度	令和元年度
山の手会館	山手2丁目2-1-101	1,067.67 m ² (市営住宅と供用)	710.32 m ²	昭和33年	12,748人	15,120人
皆実会館	仁方皆実町1-11	737.35 m ²	704.12 m ²	昭和41年	9,113人	11,443人
広会館	広白岳3丁目6-34	1,333 m ²	401 m ²	昭和53年	16,944人	17,466人
かわじり中央会館	川尻町東1丁目8-15	993 m ²	744 m ²	昭和48年	7,588人	7,635人
音戸会館	音戸町田原3丁目5-1	252 m ²	313 m ²	昭和50年	2,187人	1,998人
蒲刈会館	蒲刈町宮盛1336-1	573 m ²	328 m ²	平成4年	2,071人	2,026人
安浦会館	安浦町内海南4丁目6-21	864 m ²	292 m ²	昭和46年	6,821人	6,149人
豊浜会館	豊浜町豊島3462の4	457 m ²	283 m ²	昭和50年	1,135人	1,063人

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	主要室名
山の手コミュニティセンター	山手2丁目3-6	258 m ²	427 m ²	講座室・会議室 第1学習室 第2学習室等
広コミュニティセンター	広白岳3丁目6-6-101	921 m ² (市営住宅と供用)	242 m ²	集会室
早瀬コミュニティセンター	音戸町早瀬2丁目54-1	290 m ²	210 m ²	和室 調理室 集会室
向コミュニティセンター	蒲刈町向北刈浜3206-1	1,513 m ²	321 m ²	和室1・和室2 和室3・和室4 集会室
豊コミュニティセンター	豊町久比大浦2822-8	361 m ²	206 m ²	作業室 老人室 和室1・和室2

(※皆実コミュニティセンターは平成29年4月1日で廃止)

2 人権教育・啓発

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法のもとで、人権擁護諸施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による不当な人権侵害が存在している。また、国際化、情報化、高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題が見られるようになってきた。

この様な状況の中、平成12年12月、人権尊重の精神の涵養と普及を行う諸活動（人権教育・啓発）を積極的に推進することにより、人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年3月には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定された。

呉市では、法の理念に則り、平成15年3月策定の「呉市人権教育・啓発推進指針」にもとづき、様々な人権に関する課題の解決に向けて積極的に人権教育・啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりをめざしている。

○ 人権啓発講師派遣

（派遣回数・受講人数）

年度	対象	地域住民	企業関係	行政関係	その他	計
平成28年度		44回	31回	11回	6回	92回
		1,771人	1,027人	336人	499人	3,633人
平成29年度		47回	33回	10回	17回	107回
		1,987人	1,147人	309人	815人	4,258人
平成30年度		38回	27回	4回	17回	86回
		1,770人	943人	136人	1,080人	3,929人
令和元年度		41回	33回	8回	13回	95回
		1,826人	1,141人	309人	734人	4,010人

3 人権相談

- 人権相談日（第2火曜日）

人権擁護委員による、人権侵害に関する相談

（相談日以外でも、人権センター職員が、相談に応じている。）

- 相談件数

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人権擁護委員による相談		7	6	4	2
人権センター職員による相談		45	32	32	25
計		52	38	36	27

4 犯罪被害者等の支援

呉市では、平成 16 年に「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」を制定して、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきた。また、犯罪被害者等に対しては、相談窓口の設置等により関係機関と連携して支援に取り組んできた。

しかしながら、犯罪被害者等は生命や身体への直接的被害だけでなく、心身や経済的な問題等、様々な二次的被害に苦しめられている。こうした犯罪被害者等の置かれた厳しい状況を踏まえ、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すため、地域社会全体で支援し、関係機関と連携した実効性ある施策を総合的に推進していくため、平成 28 年 4 月 1 日に「呉市犯罪被害者等支援条例」を施行した。

○支援施策

(1) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。このため相談等総合窓口を開設。

(2) 民間団体への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。

(3) 広報及び啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な広報・啓発活動を行う。

(4) 住居の提供

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、一時的な利用に係る市営住宅の提供及び入居支援を行う。

(5) 犯罪被害者見舞金の支給

社会の連帯共助の精神から、犯罪被害者見舞金の支給を行う。

名 称	金 額	要 件	対 象	令和元年度までの 累積実績
傷害見舞金	10 万円	全治 1 か月以上の傷害	被害者本人	6 件
遺族見舞金	30 万円	死亡	被害者遺族	